

5 / 附属する駐車場

項 目		整 備 基 準	望 ま し い 基 準												
車いす使用者用駐車スペース	数	◆1に定める構造の出入口に近接する駐車場の全駐車台数が20を超える場合においては、次に定める基準に適合する車いす使用者用駐車スペースを設けること。	◎ 車いす使用者用駐車スペースの数は次の数以上とすること。 <table><tr><th>全駐車台数</th><th>車いす用</th></tr><tr><td>1～50</td><td>1</td></tr><tr><td>51～100</td><td>2</td></tr><tr><td>101～150</td><td>3</td></tr><tr><td>151～200</td><td>4</td></tr><tr><td>201～</td><td>×1/100+2台</td></tr></table>	全駐車台数	車いす用	1～50	1	51～100	2	101～150	3	151～200	4	201～	×1/100+2台
	全駐車台数	車いす用													
	1～50	1													
	51～100	2													
101～150	3														
151～200	4														
201～	×1/100+2台														
位置	① 車いす使用者用駐車スペースは、1に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車スペースに至る経路の距離ができる限り短くなる位置に設けること。														
幅	② 幅は、350センチメートル以上とすること。														
表示	③ 車いす使用者用駐車スペースである旨を見やすい方法により表示すること。		◎ 車いす使用者以外の障がい者、高齢者、けが人、妊産婦等の歩行弱者のための通常幅の駐車スペースを別途設けること。 歩行弱者駐車スペースである旨を見やすい方法により表示すること。												
通路			◎ 車いす使用者用駐車スペースへ通ずる出入口から車いす使用者用駐車スペースに至る駐車場内の通路は、園路に準じた構造とすること。												

6 / 案内板

項 目		整 備 基 準	望 ま し い 基 準
案内板	案内板		◎ 公園全体の概要を示す案内板のうち、1以上の案内板は、文字等を地色と明度の差の大きい色とすること等により、読みやすいものとする。